

令和4年度

松島町各種会計予算

松 島 町

目 次

松 島 町 一 般 会 計 予 算	1
松島町国民健康保険特別会計予算	11
松島町後期高齢者医療特別会計予算	15
松島町介護保険特別会計予算	19
松島町介護サービス事業特別会計予算	23
松島町観瀾亭等特別会計予算	27
松島町松島区外区有財産特別会計予算	31
松島町下水道事業特別会計予算	35
松島町水道事業会計予算	41

松島町一般会計予算

議案第 号

令和4年度松島町一般会計予算

令和4年度松島町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,156,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町	税	1,720,992
	1 町 民 税	506,166
	2 固 定 資 産 税	997,758
	3 軽 自 動 車 税	39,158
	4 町 た ば こ 税	79,410
	5 入 湯 税	30,700
	6 都 市 計 画 税	67,800
2 地 方 譲 与 税		53,401
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	12,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	37,200
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	4,200
3 利 子 割 交 付 金		542
	1 利 子 割 交 付 金	542
4 配 当 割 交 付 金		3,418
	1 配 当 割 交 付 金	3,418
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,875
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,875
6 法 人 事 業 税 交 付 金		20,455
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	20,455
7 地 方 消 費 税 交 付 金		318,484
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	318,484
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		19,300
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,300

9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		5,144
	1 環境性能割交付金	5,144
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		18,455
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	18,455
12 地方特例交付金		10,500
	1 地方特例交付金	10,500
13 地方交付税		2,030,000
	1 地方交付税	2,030,000
14 交通安全対策特別交付金		2,010
	1 交通安全対策特別交付金	2,010
15 分担金及び負担金		21,743
	1 負担金	21,743
16 使用料及び手数料		84,817
	1 使用料	53,650
	2 手数料	31,167
17 国庫支出金		501,551
	1 国庫負担金	311,151
	2 国庫補助金	175,456
	3 委託金	14,944
18 県支出金		366,259
	1 県負担金	185,359
	2 県補助金	158,457
	3 委託金	22,443

款	項	金	額
19 財 産 収 入			3,976
	1 財 産 運 用 収 入		3,974
	2 財 産 売 払 収 入		2
20 寄 附 金			130,001
	1 寄 附 金		130,001
21 繰 入 金			344,909
	1 特 別 会 計 繰 入 金		4
	2 基 金 繰 入 金		344,905
22 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
23 諸 収 入			201,667
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		500
	2 町 預 金 利 子		20
	3 貸 付 金 元 利 収 入		87,636
	4 受 託 事 業 収 入		8,935
	5 雑 入		104,576
24 町 債			264,500
	1 町 債		264,500
歳 入	合 計		6,156,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		115,436
	1 議 会 費	115,436
2 総 務 費		968,185
	1 総 務 管 理 費	751,221
	2 徴 税 費	135,309
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	51,489
	4 選 挙 費	20,771
	5 統 計 調 査 費	7,563
	6 監 査 委 員 費	1,832
3 民 生 費		2,125,180
	1 社 会 福 祉 費	1,305,668
	2 児 童 福 祉 費	819,502
	3 災 害 救 助 費	10
4 衛 生 費		478,877
	1 保 健 衛 生 費	227,418
	2 清 掃 費	251,459
5 労 働 費		50,547
	1 労 働 諸 費	50,547
6 農 林 水 産 業 費		159,758
	1 農 業 費	98,809
	2 林 業 費	51,398
	3 水 産 業 費	9,551
7 商 工 費		172,445
	1 商 工 費	172,445

款	項	金額
8 土 木 費		6 5 4, 3 0 1
	1 土 木 管 理 費	7 4, 8 6 1
	2 道 路 橋 梁 費	9 2, 2 0 5
	3 河 川 費	2, 4 7 4
	4 港 灣 費	5 4
	5 都 市 計 画 費	4 7 2, 3 0 9
	6 住 宅 費	1 2, 3 9 8
9 消 防 費		3 0 5, 3 3 1
	1 消 防 費	3 0 5, 3 3 1
1 0 教 育 費		5 7 6, 7 8 0
	1 教 育 總 務 費	1 3 1, 4 7 2
	2 小 学 校 費	1 0 0, 1 5 3
	3 中 学 校 費	5 1, 7 5 9
	4 社 会 教 育 費	8 0, 9 8 9
	5 保 健 体 育 費	1 3 8, 2 2 4
	6 幼 稚 園 費	7 4, 1 8 3
1 1 災 害 復 旧 費		2, 5 0 0
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1, 0 0 0
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1, 0 0 0
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	5 0 0
1 2 公 債 費		5 3 6, 6 6 0
	1 公 債 費	5 3 6, 6 6 0
1 3 予 備 費		1 0, 0 0 0
	1 予 備 費	1 0, 0 0 0
歳 出	合 計	6, 1 5 6, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中小企業振興融資令和4年度貸付分損失補償	令和4年度から 令和17年度まで	千円 4,200
令和4年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金利子補給金	令和5年度から 令和9年度まで	180
令和4年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金損失補償	令和4年度から 令和9年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
自動車リース	令和5年度から 令和11年度まで	13,231
宅配夕食サービス業務	令和5年度から 令和9年度まで	62,000
校務システムリース	令和5年度から 令和9年度まで	17,990
教育用コンピュータリース	令和5年度から 令和9年度まで	11,830
印刷機リース	令和5年度から 令和9年度まで	1,348
保育所食器消毒保管庫リース	令和5年度から 令和9年度まで	799
図書室パーソナルコンピュータリース	令和5年度から 令和9年度まで	283
自動体外式除細動器リース	令和5年度から 令和9年度まで	176
保育所給食調理等業務	令和5年度から 令和7年度まで	51,480
保健福祉センター他浄化槽清掃業務	令和5年度から 令和7年度まで	15,063

事 項	期 間	限 度 額
		千円
役場庁舎清掃業務	令和5年度から 令和7年度まで	8,478
役場庁舎他自家用電気工作物保守点検業務	令和5年度から 令和7年度まで	8,250
財務書類等作成業務	令和5年度から 令和7年度まで	6,105
役場庁舎他消防施設保守点検業務	令和5年度から 令和7年度まで	5,199
保健福祉センター他浄化槽保守点検業務	令和5年度から 令和7年度まで	6,702
保育所他油分分離沈殿槽清掃業務	令和5年度から 令和7年度まで	4,872
一般廃棄物収集運搬業務	令和5年度	67,980
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 調査分析及び策定業務	令和5年度	3,872
可動式教育用コンピューターリース	令和5年度	3,604
トレーニング機器リース	令和5年度	1,287
東日本大震災伝承記録誌作成業務	令和5年度	1,210
議会会議録反訳業務	令和5年度	468
複合機リース	令和5年度	220
保健福祉センターマッサージチェアリース	令和5年度	41
保育所業務用冷凍冷蔵庫リース	令和5年度	15

事 項	期 間	限 度 額
保健福祉センター電話交換機等設備リース	令 和 5 年 度	千円 1 4
保健福祉センター紙折機リース	令 和 5 年 度	1 3

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備事業	千 18,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
児童福祉施設整備事業	102,600	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	4,500	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	38,700	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	100,000	同 上	同 上	同 上
計	264,500			

松島町国民健康保険特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町国民健康保険特別会計予算

令和4年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,919,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		209,841
	1 国民健康保険税	209,841
2 使用料及び手数料		140
	1 手数料	140
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1,497,921
	1 県補助金	1,497,921
5 財産収入		102
	1 財産運用収入	102
6 繰入金		210,048
	1 他会計繰入金	116,537
	2 基金繰入金	93,511
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		404
	1 延滞金、加算金及び過料等	261
	2 雑収入	143
歳入	合計	1,919,457

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		38,248
	1 総務管理費	31,061
	2 徴収費	6,754
	3 運営協議会費	433
2 保険給付費		1,466,455
	1 療養諸費	1,236,327
	2 高額療養費	220,501
	3 移送費	21
	4 出産育児諸費	2,942
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	5,164
3 国民健康保険事業費納付金		366,302
	1 医療給付費分	250,253
	2 後期高齢者支援金等分	82,915
	3 介護納付金分	33,134
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		21,009
	1 特定健康診査等事業費	14,255
	2 保健事業費	6,754
6 基金積立金		16,198
	1 基金積立金	16,198
7 諸支出金		1,244
	1 償還金及び還付加算金	1,242

款	項	金額
	2 延 滯 金	1
	3 繰 出 金	1
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,919,457

松島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		179,254
	1 後期高齢者医療保険料	179,254
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 繰入金		53,498
	1 他会計繰入金	53,498
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		211
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 償還金及び還付加算金	210
歳入	合計	232,984

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		3, 1 1 0
	1 総 務 管 理 費	1, 5 2 7
	2 徴 収 費	1, 5 8 3
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2 2 9, 1 6 3
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2 2 9, 1 6 3
3 諸 支 出 金		2 1 1
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2 1 0
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		5 0 0
	1 予 備 費	5 0 0
歳 出	合 計	2 3 2, 9 8 4

松島町介護保険特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町介護保険特別会計予算

令和4年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,080,555千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 保 險 料			396,577
	1 介 護 保 險 料		396,577
2 使 用 料 及 び 手 数 料			30
	1 手 数 料		30
3 国 庫 支 出 金			475,918
	1 国 庫 負 担 金		336,433
	2 国 庫 補 助 金		139,485
4 支 払 基 金 交 付 金			534,927
	1 支 払 基 金 交 付 金		534,927
5 県 支 出 金			307,448
	1 県 負 担 金		294,278
	2 県 補 助 金		13,169
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
6 財 産 収 入			22
	1 財 産 運 用 収 入		22
7 繰 入 金			364,901
	1 他 会 計 繰 入 金		328,389
	2 基 金 繰 入 金		36,512
8 繰 越 金			100
	1 繰 越 金		100
9 諸 収 入			632
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		10
	2 町 預 金 利 子		1
	3 雑 収 入		621
歳 入	合 計		2,080,555

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		48,100
	1 総 務 管 理 費	48,100
2 保 険 給 付 費		1,940,651
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,816,332
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	63,000
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	59,785
	4 介 護 給 付 費 審 査 支 払 手 数 料	1,534
3 地 域 支 援 事 業 費		90,480
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	34,370
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,826
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	42,116
	4 そ の 他 諸 費	168
4 基 金 積 立 金		23
	1 基 金 積 立 金	23
5 諸 支 出 金		301
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	300
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,080,555

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車リース	令和5年度から 令和6年度まで	千円 243
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務	令和5年度	4,158

松島町介護サービス事業特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町介護サービス事業特別会計予算

令和4年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,182千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		10,180
	1 予防給付費収入	10,180
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 町預金利子	1
歳入	合計	10,182

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		9,728
	1 居宅介護支援事業費	9,728
2 諸支出金		454
	1 償還金	1
	2 繰出金	453
歳出	合計	10,182

松島町観瀾亭等特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町観瀾亭等特別会計予算

令和4年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,644千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第2表債務負担行為」による。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 収 入		36,342
	1 事 業 収 入	14,501
	2 繰 入 金	21,802
	3 財 産 収 入	39
2 福 浦 橋 収 入		53,200
	1 事 業 収 入	53,200
3 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
4 諸 収 入		2
	1 町 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	89,644

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 費		35,944
	1 事 業 管 理 費	35,944
2 福 浦 橋 費		51,045
	1 事 業 管 理 費	51,045
3 公 債 費		2,155
	1 公 債 費	2,155
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	89,644

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
複合機リース	令和5年度から 令和9年度まで	千円 667
消防施設保守点検業務（カフェベイランド）	令和5年度から 令和7年度まで	30

松島町松島区外区有財産特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

令和4年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,416千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 松 島 区		249
	1 財 産 収 入	10
	2 繰 入 金	237
	3 繰 越 金	1
	4 町 預 金 利 子	1
2 高 城 区		1,165
	1 財 産 収 入	4
	2 繰 入 金	1,160
	3 繰 越 金	1
3 幡 谷 区		1
	1 財 産 収 入	1
4 北 小 泉 区		1
	1 財 産 収 入	1
歳 入	合 計	1,416

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 松 島 区		249
	1 財 産 費	249
2 高 城 区		1,165
	1 財 産 費	1,165
3 幡 谷 区		1
	1 財 産 費	1
4 北 小 泉 区		1
	1 財 産 費	1
歳 出	合 計	1,416

松島町下水道事業特別会計予算

議案第 号

令和4年度松島町下水道事業特別会計予算

令和4年度松島町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		510
	1 負担金	510
2 使用料及び手数料		195,967
	1 使用料	195,783
	2 手数料	184
3 国庫支出金		95,000
	1 国庫補助金	95,000
4 繰入金		400,917
	1 他会計繰入金	400,917
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		4,002
	1 町預金利子	1
	2 雑収入	4,001
7 町債		280,600
	1 町債	280,600
歳入	合計	977,996

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			265,387
	1 総務管理費		265,387
2 事業費			267,843
	1 下水道建設費		267,843
3 災害復旧費			1,000
	1 公共下水道施設災害復旧費		1,000
4 公債費			442,765
	1 公債費		442,765
5 諸支出金			1
	1 繰出金		1
6 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳出	合計		977,996

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度貸付水洗化改造資金利子補給金	令和5年度 令和9年度 から まで	千円 180
令和4年度貸付水洗化改造資金損失補償	令和4年度 令和9年度 から まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
松島浄化センター運転管理業務	令和5年度 令和9年度 から まで	480,000
中継ポンプ場運転管理業務	令和5年度 令和9年度 から まで	79,000
雨水ポンプ場運転管理業務	令和5年度 令和9年度 から まで	181,000
汚泥脱水ケーキ運搬業務	令和5年度	12,000
公営企業会計システムリース	令和5年度	3,860

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千 280,600	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	280,600			

松島町水道事業会計予算

議案第 号

令和4年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給水戸数 | 5, 665戸 |
| (2) 年間総給水量 | 1, 856, 300 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 5, 086 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業		585, 350千円
第1項 営業	収	548, 403千円
第2項 営業外	収	36, 946千円
第3項 特別	利	1千円
	益	
	支	出
第1款 水道事業	費	562, 000千円
第1項 営業	費	545, 943千円
第2項 営業外	費	11, 056千円
第3項 特別	損	1千円
第4項 予	備	5, 000千円
	費	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額524, 659千円は、減債積立金取崩額11, 023千円、過年度分損益勘定留保資金513, 636千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的	収	2, 811千円
第3項 負	担	2, 811千円
	金	

	支	出	
第1款	資本的支出		527,470千円
第1項	建設改良費		516,447千円
第2項	企業債償還金		11,023千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
水道施設整備基本計画策定業務委託		令和5年度		20,000	千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 55,093千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,882千円と定める。

令和4年3月2日提出

松島町長 櫻井公一